

昭和十八年十月

統制會の刷新、整備並に
之が活用に關する意見

(代 謄 寫)

重要産業協議會

7

統制會の刷新、整備並に之が活用に関する意見

軍需省設置に伴ふ統制會等の整備に關しては、曩に「軍需省の構成、運営並に之に即應すべき統制機構整備に關する要望」に於て、當會の大綱的意見を表明せしも、茲に重ねて本問題の考究を爲すに當り、「經濟新體制確立案」に基き官民の輿望を擔つて創立せられたる統制會が、設立日淺くして、幾多顯著なる成果を收めたるにも不拘、尙ほ且つ所期の如き十分なる機能を發揮し得ざる所以を、此際根本的に検討し、以て之が刷新整備の正しき方向を明確ならしむる必要ありと思考す。

惟ふに、從來統制會運営上の缺陷は、其の運営當事者並に之に協力すべき業界の責に歸すべきもの尠からざるも、其の最大の支障とせられたる所は、之が指導に當るべき行政官廳機構が相分立し、且つ産業統制上に於ける官民の擔當分野不明確にして、其の責任運営の極めて困難なる環境下に置かれ居

たることに在り。

故に、今般發註統一並に行政の一元強化を企圖せる軍需省の設置を機とし、統制會が新たなる展望と環境の下に、之が整備刷新に付再検討の機會を與へられたるに際し、統制會本來の機能發揮を阻める絛上の如き事情に徹底的再検討を加へられんことは、吾人の切に要望する所なると共に、統制會等の機構並に運営の整備刷新に就ては、特に左記の如き緊急措置を講ぜられ、此機構構上又は人事上刷新すべき點あらば、政府は斷乎として必要なる措置を採られ、統制會活用の方針を明確にし、其の責任体制を明かにせられんことを切望す。

一、統制會に對し、當該産業の綜合的統制實施に關する責任體たるの地位を明確ならしむること。

即ち、之が爲には物動計畫、生産力擴充計畫等の重要國家計畫の策定に關し、當該統制會が眞に責任を採り得るが如き參畫を行はしむると共に、當

該産業の生産計畫實施に就ては、統制會に對し責任を負はしむる趣旨の下に、左の如き措置を講ぜられ度きこと。

(イ) 各統制會長をして、例へば軍需省の最高審議機關に参加せしむるが如き制度を設け、物動計畫等の策定に參畫せしめ、その基本方針並に當該産業計畫立案の基礎條件に就き十分なる認識を得しめ、當該産業の統制指導に遺憾なからしむること。

(ロ) 當該業種に於ける軍官民需は、原則として之を統制會に一括受註せしむることとし、又、受註の會員會社に對する割當に就きては、生産能力、設備内容、技術、受註殘等を勘案して、當該業種の綜合的生産計畫に基き、統制會に於て之を決定せしむること。

(ハ) 生産計畫の實施に就き會員會社別又は工場事業場別生産割當は統制會に於て、一元的に之を爲さしめ、生産に必要な資材、勞務等の割當に就きても、統制會をして一括割當を爲さしむること。

(二) 上記生産割當の計畫的完遂を期する爲、統制會をして一元的に生産指導を行はしめ、生産の進捗狀況を監査せしむること。

二、統制會等の整備に就ては、資源・素材工業部門と加工・製造工業部門とに於て、夫々事情の異なるものあり、又後者にありては軍官の發註に依存する等の特殊事情をも考慮するを要するも、其の何れの部門たるを問はず當該産業の綜合計畫を確保し、其の最高能率を發揮せしめんが爲には、産業別綜合統制機關たる統制會等の活用の緊要なるは言を俟たず。

右に鑑み、機械、金屬工業等の如き加工・製造工業部門の統制會の整備活用に當りては、統制會をして發註官廳の緊密なる指導下に、當該業種の綜合的運営に當らしむること共に、必要に應じ、之に陸海軍工業會に於けるが如き運営方法を加味し、發註官廳の要望を簡易敏捷に業界に傳導し得るが如く措置すべきこと。

三、工場事業場管理令、軍需會社法等に基く企業の國家管理制度の運用に當りては、前記の統制會の本質的職能を勘案し、重複統制並に二重監督の弊を避くる爲、左の如く措置せられたきこと。

(イ) 國家管理制度の運用に當りては、統制會並に管理官の職分分野を具體的に規定し、統制會の任務は、生産割當並に之に照應すべき資材割當を中心とする生産計畫實施上の指導に重點を置き、管理官の任務は、發註官廳並に主管官廳としての觀點より生産企業の管理狀況を監督すると共に、當該工場に於ける生産推進上の必要に應じ、統制會との緊密なる連繋の下に、産業相互間の地方的調整並に地方各廳と中央官廳との連絡を圖り、生産諸條件の整備充足に當るを主眼とすること。

(ロ) 尙ほ、軍需省の設置に伴ひ、管理官、勞務官、工務官等の機能は之を一元化し、特別なる場合を除き、軍需省の管理官一本とすること。


四、統制會の統制運営上必要なる經濟行爲は之を認むべきこと。
統制會等の統制機關が、眞に生産増強の責任を果さんが爲には、單に机上

の資材割當事務に終始することなく、進んで資材入手の確保並に相互融通等を圖るべく、此際、積極的措置を講ずる必要あり。斯る事態に鑑み、統制會に對し、資材の共同購入、その他統制遂行上必要なる經濟行爲を認められたきこと。

以上の外、統制會等の機構並に運營の刷新整備に關しては、特に企業並に生産現場との連繫を緊密にし、統制會の運營が切實なる生産現場の要望を積極的に反映し得るが如く、其の機構編成上にも適當なる刷新改善を加ふることに、特に其の運營に當りては、業界の積極的協力下に、各種の専門委員會等に業界の知識、體驗を糾合し、必要に應じては會長其の他の役職員の兼務をも認め、更に地方機構の刷新充實を圖り企業現場との結合を緊密にする等、改善を要すべしと思考せらるる點多々あるべきも、就中、最も肝要と思考せらるる前提的要件は、概ね前記諸項にありと信ず。

惟ふに、軍需省が簡素強力に運營せらるるが爲には、統制會等の民間協力機構を活用すべきことの益々緊要なるは、重ねて言を須ふるの要なき所なれ共、之が爲には各産業別實情に即應して政府、統制會並に企業三者の間に、適切明確なる職分分野を確定し、三者連繫の責任協力體制を確立すること肝要にして、之が爲には、此際、速かに上記の如き抜本的措置を講ぜられ、統制會等の職分分野を明定し、其の責任制を確立せられんことを切に要望するものなり。

以 上



重要産業協議會機構一覽

設立

昭和十五年八月廿九日
重要産業統制團體懇談會ト
シテ設立
昭和十六年一月卅日
重要産業統制團體協議會ト
改稱
昭和十七年七月八日
重要産業協議會ト改稱

目的

本會ハ「經濟新體制確立要綱」ノ精神ニ則リ重要産業部門相互間ノ緊密ナル提携ヲ圖リ政府トノ密接ナル聯繫ノ下ニ現實ニ即セル産業政策ノ樹立並ニ其ノ圓滑ナル遂行ニ協力シ、以テ我が國産業界ノ健全ナル進歩發達ヲ圖ルヲ目的トス

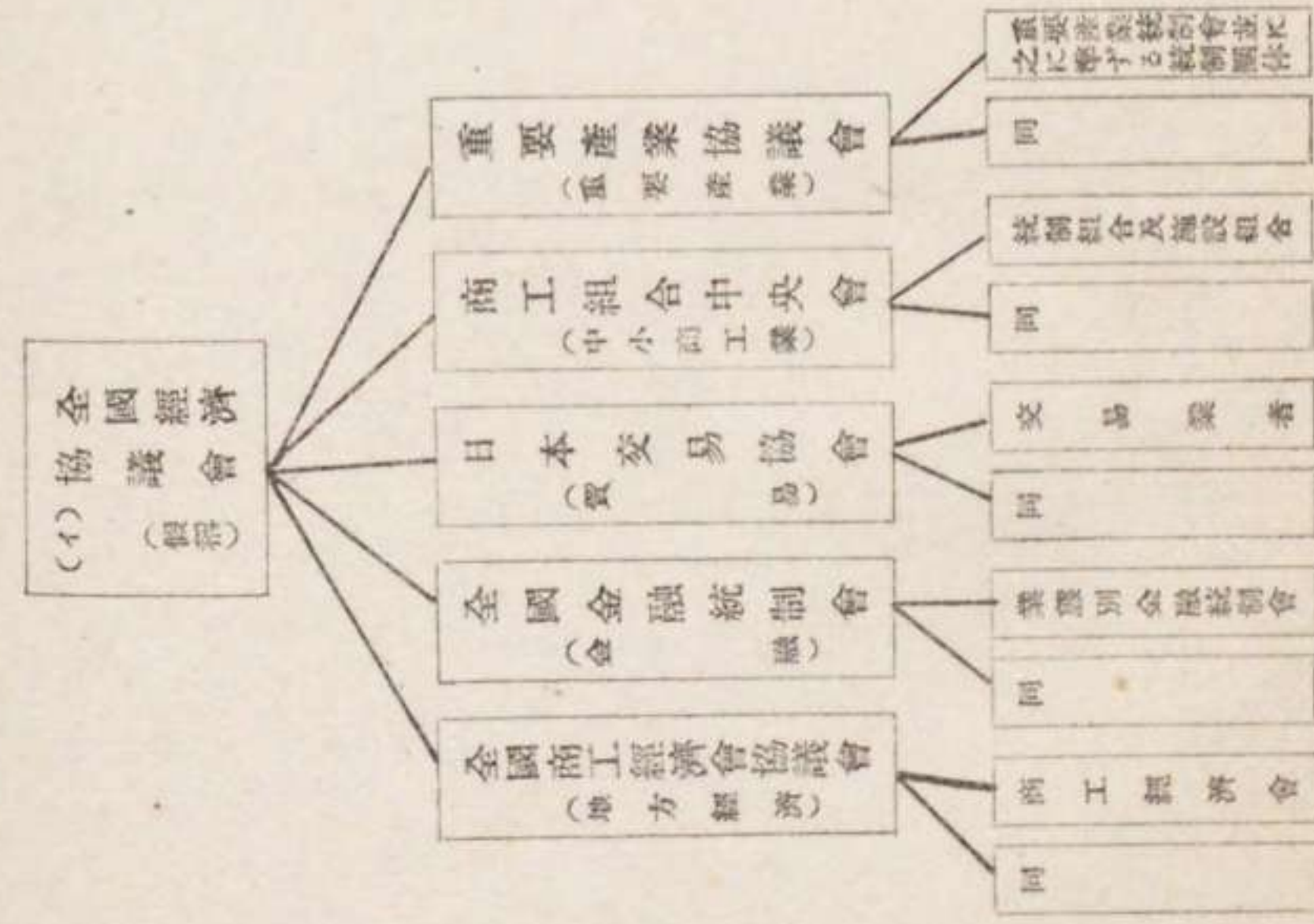
會員數

統制會	二
統制團體	一三
營團	二
計	三六

理事會 (會長會議)

陸軍航空工業會 會長 內閣顧問 松本健次郎
造船統制會 會長 豐田辰雄
鐵鋼統制會 會長 豐田辰雄
石炭統制會 會長 松本健次郎
鐵山統制會 會長 伊藤野矢
セメント統制會 會長 淺野野矢
車輛統制會 會長 秋山木太郎
自動車統制會 會長 鈴木木太郎
精密機械統制會 會長 原野木
電氣機械統制會 會長 安川
産業機械統制會 會長 大河内
金屬工業統制會 會長 鈴木木太郎
鐵道軌道統制會 會長 中川
輕金屬統制會 會長 大川
羊毛統制會 會長 鶴岡
皮革統制會 會長 鈴木木太郎
麻統制會 會長 鹿野
人絹統制會 會長 辛島
綿ス・フ統制會 會長 井上
油脂統制會 會長 石川
化學工業統制會 會長 石川
船舶運管會 會長 田中
日本海運協會 會長 清水
電氣事業協同會 會長 橋本
石油懇話會 會長 大野
帝國燃料興業 會長 片岡
帝國瓦斯協會 會長 三井
日本倉庫業會 會長 三井
産業設備營團 顧問 岡田
交易營團 總裁 石川
日本港運業會 會長 津島

經濟區域組織系統圖解



備考 (1) 附録右五組織系統と綜合調整する機之商業なる協議會の設置を豫定される

(昭和十八年十月現在)

超重點産業委員會 委員長 松本健次郎
常務委員會 委員長 郷古深
統制委員會 委員長 植村甲午郎
常任評議員會 議長 山口喜三郎
資材委員會 委員長 植村甲午郎
勞務委員會 委員長 津田秀榮
技術委員會 委員長 岡部榮一
經理委員會 委員長 周東英雄
戰時生產企業體制委員會 委員長 大尾敦
事務局 局長 帆足計
企畫部長 (事務局兼任)
資材部長 仲矢虎夫
調查部長 郷司浩平
勞務部長 宮原誠一
細料部長 內山徳治

東京都麹町區丸ノ内一ノ二 (日本工業俱樂部ビル内) 電話丸ノ内六五四二・一八六三番

